



湯河原町消防本部からのお知らせ

重大な消防法令違反建物を ホームページに公表します。

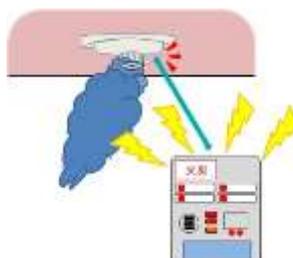
違反対象物の公表制度

◆ 違反対象物の公表制度

建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

◆ 公表の対象となる違反の内容

消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合です。※機器等の不備は対象外となります。



◆ 公表の対象となる建物

火災発生時の人命危険等を考慮し、飲食店、物販店、旅館、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物。※特定防火対象物

◆ 公表する内容・方法

湯河原町ホームページに建物の名称、所在地及び違反の内容等を掲載します。

◆ 公表の時期

消防の立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反内容等の結果を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合に公表します。(違反が是正された場合は、公表を中止します。)

◆ 運用開始時期

平成31年4月1日から運用開始

建物関係者の皆様へ

建物を増築、改築する場合や新たに飲食店、物販店、診療所、福祉施設等を入居させるような変更により、対象建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となることがあります。このような場合にこれらの設備が設置されていない場合は公表の対象となる場合があります。

お問い合わせ先 湯河原町消防本部警防課予防係 ☎0465-60-0177